

■「震災がれきの受け入れ」について

廃棄物受入処理の経緯について

組合では、特別区長会の確認により特別区長会、宮城県女川町、東京都及び宮城県が締結した「宮城県女川町の災害廃棄物の処理に関する基本合意」に基づき、女川町の災害廃棄物を受入処理することとした。また、震災廃棄物の受け入れに際し、区・都・組合の合同で住民説明会を開催している。



①品川 / 右側ががれきを運んだトラック
②品川 / がれきをバンカ内へ
③新江東 / コンテナの中の木くず



●新江東 / 空間線量率の計測の実演

内 容

- 国の基準を超える放射線量が測定された場合には、受け入れを一時中断する協定を結んでいる。
- 焼却にあたっては、東京都の通常可燃物と災害廃棄物を混合比率で10%以下となるように配慮されている。
- 組合では、受入計画や受入実績、放射能及び空間放射線量等をホームページを通じて定期的に情報公開を行っている。

視 察 を 終 え て

現地視察した結果、放射能汚染などというのは全くの風評であり、震災がれきは安全であることが確認できた。

しかし、受け入れるにあたって懸念されるのは風評被害である。いかに安全が担保されようとも、まったく根拠のない風評によって、地元の生活経済に悪影響を及ぼす可能性が極めて大きい。

したがって、本市では、行政との協調も考慮し、単独先行して震災がれきの受入をするのは困難であり、周辺自治体と連携し、県下統一步調で受入を検討すべきとの結論に至った。

環境省はこれまでの県外への広域処理必要量を改めた。つまり本市に受入を求めた木くず、可燃物については、概ね広域処理の用途がつくであろうと推察される。

以上のことから、積極的に震災がれきの受け入れを表明する時期を逸したと判断せざるをえない状況にある。しかし、豊田市は決して被災地を見捨てない、必要な援助の手を差しのべる用意があることを表明すべきという立場には何ら変わりはない。



豊 田 市 議 会 自民クラブだより

住む人が主役の
政治を目指して...

発行：豊田市議会自民クラブ議員団 広報委員会 <http://www.toyota-jimin.jp/> 第3号
発行日：2012年8月1日

がれき処理に関する視察報告

平成23年3月11日、東北地方で発生した東日本大震災は、未曾有の被害をもたらしました。

この地震で亡くなられた方々に深い哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

震災から1年が過ぎようとする今年3月、被害を受けた現地では、がれきの処理が進んでいたが、処理が追いつかず、がれきの山となっている状態であった。

被災地のことを考えると、がれきの処理を進めることは、復興に向けた第一歩である。「がれき」の広域処理なくして被災地の新たなまちづくりは進まない。

本市では、焼却できる一般廃棄物を対象として、余剰能力として年間最大3,500tの「がれき」の受け入れが可能と聞いている。

豊田市議会自民クラブ議員団は、この余剰能力を被災地のためにがれきの処理に充てることで復興への近道と考える。しかしながら広域処理ががれきを受入れる場合には、住民感情も考慮し、放射性物質で汚染されていない「がれき」であり、かつ、安全が担保されることが前提である。

この考えに多くの豊田市議会議員が賛同し、豊田市議会として、平成24年3月定例会において、がれきの受け入れに関する決議を提案し採択した。

東日本大震災で発生したがれきの受け入れに関する決議

東日本大震災発生から一年が経過し、被災地の復興は全ての国民の願いだが、その最大の障害になっているのががれきの処理である。

岩手、宮城、福島は約2、253万トンのがれきが発生し、岩手県では通常の11年分、宮城県では通常の19年分もの量となっている。政府では岩手、宮城のがれきについて全国の自治体に広域処理を呼びかけているが、受け入れが進んでいないことが現状である。

本来であれば、国の責任により、がれき処理を進めるべきであり、また、被災自治体の首長らが主張する被災地での処理体制を見直し、まずは、地域内処理を第一優先することは言うまでもない。

しかしながら、このがれき処理を進めることは復興には不可欠であり、がれきの広域処理なくして、被災地の新たなまちづくりは進まない。震災の傷跡となったがれきがいっまでも被災地に残っている風景では、真の復興はあり得ない。よって、豊田市議会として下記事項を強く要請する。

記

1 豊田市は、市民の安全確保及び、市民合意を得るために科学的な知見により放射能の影響を検証し、放射線量の測定等十分な体制を整えることを条件に、通常の廃棄物相当と判断されるものについて受け入れを表明すること

2 国及び豊田市は、受け入れに際し、岩手県及び宮城県のがれきについて情報を開示し、市民への説明責任を履行すること

以上、決議する。

平成24年3月26日

豊 田 市 議 会

理 念 私たち豊田市議会自民クラブ議員団は、住む人が主役の政治を推進する政策集団として、地域の歴史と伝統を大切にしながら、全ての社会行動の原点である家族が幸せに暮らしていける潤いと安らぎのある豊かな豊田市を創ることに邁進する。

政 策 大 綱

- 1 地域住民の目線に立ったまちづくり
- 2 安全・安心のまちづくり
- 3 次世代の確かな育成
- 4 都市部と農山村地域の共生
- 5 快適居住のまちづくり
- 6 活力ある産業都市
- 7 自立できる自治体の確立

視察に向けた勉強会の実施

ねらい

豊田市議会自民クラブ議員団は、前述の決議を基に、現地及び広域処理の視察を行うことを決定した。しかしながら、団員全員が現地の状況や放射性物質についての見識が高いわけではない。

そこで、視察前に勉強会を開催し、専門家から現地の状況及び団員の放射性物質等に対する知識取得を図るために勉強会を行った。



日時：平成24年4月20日(金) 15:30～

場所：南71委員会室

目的：がれき処理に関する管外視察の事前勉強会

講師：稲垣隆司(前愛知県副知事)

震災後の環境省における環境回復検討委員会等、環境に関する委員を務める。



テーマ「災害廃棄物の広域処理」

- 災害廃棄物の広域処理の必要性
- 災害廃棄物に含まれる放射能濃度(岩手県)
- 放射線の種類「ベクレル」と「シーベルト」の違い
- 人間が自然界から受ける放射線量
- 放射能による影響
- 放射線量基準値
- 災害廃棄物を処理する際の放射性セシウムの挙動及び安全性の確保
- 焼却灰の安全な埋め立て方法

現地視察

1日目

「震災がれきの受入れと活用」について

●受入れまでの経緯

平成24年3月1日付で、岩手県・八戸セメント・八戸市の3者間、宮城県・八戸セメント・八戸市の3者間において、災害廃棄物処理に関する基本協定を締結する。

●災害廃棄物の現状

8月末時点では22.3万tと見込まれていたが、(災害廃棄物処理方針より：H24.1.16改定)、現在では、約16.9万t(約2年分の一般廃棄物量)と推計している。

●受入れ対象と想定処理総量

岩手県北沿岸4市町村(洋野町・久慈市・野田村・普代村)は25年度末までに2万t程度、宮城県石巻市は廃飼料を25年度末までに1万9千t程度の処理予定である。

●八戸セメントでの再生処理

災害廃棄物をセメント原料及び燃料の一部として使用する。



●八戸セメント工場

●被災地からの搬出時におけるモニタリング

基本協定に基づき、排出時には放射性セシウム濃度を測定している。



●八戸市環境政策課の説明

●八戸セメントにおけるモニタリング

受入れごとに放射線量率、放射性セシウム濃度を測定しており、いずれも基準以下である。



●八戸セメントの説明

●住民説明会について

八戸市・環境省・岩手県・宮城県・青森県・八戸セメントの職員が出席。受入れに関する強い反対意見はなかった。

視察目的

被災地の状況を自らの足で出向き肌で感じ、確認することが重要である。そのため、自民クラブ議員団は、全団員29名により、がれき処理に関する現地視察を行った。

●視察期間/1班：平成24年4月25日(水)～27日(金)、2班：平成24年5月7日(月)～9日(水)

2日目

被災地の現地確認

●陸前高田市内

陸前高田市役所などの中心地が壊滅し面影が全くなく、がれきの山が至るところに高く積まれている。現在分別処理を1か所に集められてプラント処理が進められている。

●大船渡市内

大船渡市には太平洋セメント大船渡工場があり、6月22日からがれきの焼却処分が開始予定となっており、比較的進んで行くと思われる。



●大船渡市内の様子

●宮古市内(市街地、鎌ヶ崎地区、田老地区)

宮古市北部の田老地区では、がれきがうず高く積まれており、可燃性廃棄物・金属ごみ・コンクリートがれきなどへの分別ができておらず、がれき処理が進まず大変苦勞している状況を確認した。



●田老地区の住宅地



●分別処理されていないがれきの山

場所／青森県八戸市、八戸セメント株式会社

場所／1班：岩手県陸前高田市・大船渡市、2班：岩手県宮古市